

神戸市道路公社定款

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 役員及び職員（第6条～第12条）
- 第3章 業務及びその執行（第13条～第14条）
- 第4章 道路の整備に関する基本計画（第15条）
- 第5章 基本財産の額その他資産及び会計（第16条～第22条）
- 第6章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この道路公社は、神戸市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この道路公社は、神戸市道路公社と称する。

（設立団体）

第3条 この道路公社の設立団体は、神戸市とする。

（事務所の所在地）

第4条 この道路公社は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

（公告の方法）

第5条 この道路公社の公告は、神戸市公報に掲載して行なう。

第2章 役員及び職員

（役員）

第6条 この道路公社に、役員として、理事長1名、副理事長1名、理事5名以内及び監事2名以内を置く。

（役員職務及び権限）

第7条 理事長は、この道路公社を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、この道路公社を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐してこの道路公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。
- 3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐してこの道路公社の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。
- 4 監事は、この道路公社の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、国土交通省近畿地方整備局長又は神戸市長に意見を提出することができる。この場合において、国土交通省近畿地方整備局長に意見を提出したときは、遅滞なくその内容を神戸市長に、報告しなければならない。

(役員の内命)

第8条 理事長及び監事は、神戸市長が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が神戸市長の認可を受けて任命する。

(役員の内期)

第9条 役員の内期は、4年とする。ただし、補欠の役員の内期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができると。

(役員の内兼任の禁止)

第10条 理事長、副理事長又は理事は監事を、監事は理事長、副理事長又は理事を兼ねることができない。

(職員の内任命)

第11条 この道路公社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の内兼任の禁止)

第12条 役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又はみづから営利事業に従事してはならない。

第3章 業務及びその執行

(業務の内範囲)

第13条 この道路公社は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行なう。

- (1) 神戸市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路（道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路のうち高速自動車国道を除く。以下第15条において同じ。）の新設、改築、維持、修繕、道路法第13条第1項に規定する災害復旧その他の管理を行なうこと。
- (2) 国、地方公共団体、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき前号の道路の管理と密接な関連のある道路（道路法第3条に規定する道路をいう。以下第6号において同じ。）の管理を行ない、又は委託に基づき土地区画整

理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく土地区画整理事業のうち地方道路公社法施行令（昭和 45 年政令第 202 号。以下「施行令」という。）第 3 条で定めるものを行なうこと。

- (3) 第 1 号に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行なうこと。
- (4) 第 1 号の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第 4 条で定める施設の建設及び管理を行なうこと。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。
- (6) 前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

2 この道路公社は、前項の業務のほか、神戸市長の認可を受けて次の業務を行なう。

- (1) 前項第 1 号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令第 5 条で定める施設（以下「事務所等」という。）を建設し、及び管理すること。
- (2) 委託に基づき、前項第 1 号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、及び管理すること。
- (3) 前 2 号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

（業務方法書）

第 14 条 この道路公社の業務の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第 4 章 道路の整備に関する基本計画

（道路の整備に関する基本計画）

第 15 条 この道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。

路 線 名	管 理 の 区 間
市 道 有 野 六 甲 線	神戸市北区有野町唐櫃字六甲山付近から
県 道 灘 三 田 線	神戸市北区有野町唐櫃字山町付近まで
市 道 生 田 川 鴨 線	神戸市灘区高羽付近から
市道京橋線、市道花時計線、市道生田筋線 及び市道三宮裏線 （元町東駐車場）	神戸市北区長尾町上津付近まで
市 道 長 田 楠 日 尾 線 （大倉山駐車場）	神戸市中央区雲井通 1 丁目付近から 神戸市北区山田町下谷上字中一里山付近まで
	神戸市中央区三宮町 1 丁目及び三宮町 2 丁目付近
	神戸市中央区楠町 4 丁目地内

第5章 基本財産の額その他資産及び会計

(基本財産の額)

第16条 この道路公社の基本財産の額は、197億3,303万円とし、神戸市が出資する。

(事業年度)

第17条 この道路公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の作成)

第18条 この道路公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し当該事業年度の開始前に、神戸市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第19条 この道路公社は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

(財務諸表及び決算報告書)

第20条 この道路公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後2箇月以内に財務諸表を作成し、監事の監査を経て神戸市長に提出しなければならない。

2 この道路公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに地方道路公社法施行規則(昭和45年建設省令第21号)第16条及び第17条で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第21条 この道路公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2 この道路公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第22条 この道路公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債又は地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金
- (3) その他国土交通省令で定める方法

第6章 雑 則

(運営に関する細則)

第23条 この道路公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、この道路公社の設立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2 この道路公社の最初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、それぞれ任命権者が定める。

(最初の事業年度)

3 この道路公社の最初の事業年度は、第17条の規定にかかわらず、この道路公社の設立の日から昭和47年3月31日までとする。

(最初の事業年度の予算等)

4 この道路公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、この道路公社の設立後遅滞なく、神戸市長の承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和47年4月21日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和48年3月19日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和48年5月10日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和49年4月13日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和50年3月29日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和51年2月20日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和51年4月30日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和52年1月25日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和52年7月20日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和53年12月16日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 54 年 6 月 26 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 55 年 3 月 14 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 55 年 9 月 3 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 56 年 4 月 11 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 56 年 9 月 25 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 57 年 1 月 30 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 57 年 3 月 29 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 57 年 10 月 29 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 57 年 10 月 29 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 57 年 12 月 24 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 58 年 2 月 12 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 58 年 3 月 25 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 58 年 8 月 23 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 59 年 3 月 30 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 59 年 7 月 2 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 59 年 10 月 19 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 59 年 10 月 19 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 60 年 1 月 28 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 60 年 8 月 5 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 61 年 3 月 31 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 61 年 7 月 17 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 61 年 7 月 21 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 62 年 6 月 9 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 63 年 3 月 5 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 63 年 6 月 28 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 63 年 12 月 5 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(昭和 64 年 1 月 6 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成元年 3 月 30 日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成元年7月14日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成2年6月28日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成2年11月1日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成3年3月14日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成3年5月22日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成3年10月30日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成3年11月5日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成4年1月7日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成4年3月30日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成4年7月31日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成5年3月16日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成5年6月15日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成6年2月25日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成6年7月8日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成7年3月27日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成7年7月31日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成8年1月12日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成8年3月11日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成8年6月24日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成9年1月29日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成9年3月28日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成9年7月4日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成10年7月15日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成11年3月30日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成11年6月18日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、建設大臣の認可の日から施行する。(平成12年8月7日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、平成13年1月6日から施行する。なお、地方道路公社法第5条第2項に基づく変更認可は不要とする。(平成12年12月27日付 建設省道政発104号)

附 則

(施行期日)

この定款は、国土交通省近畿地方整備局長の認可の日から施行する。(平成13年7月4日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、国土交通省近畿地方整備局長の認可の日から施行する。(平成14年6月28日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、国土交通省近畿地方整備局長の認可の日から施行する。(平成14年7月15日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、国土交通省近畿地方整備局長の認可の日から施行する。(平成15年6月9日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、国土交通省近畿地方整備局長の認可の日から施行する。(平成16年8月11日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、国土交通省近畿地方整備局長の認可の日から施行する。(平成17年6月30日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、平成18年3月17日から施行する。ただし第22条の改定規定については、国土交通省近畿地方整備局長の認可の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、国土交通省近畿地方整備局長の認可の日から施行する。(平成18年7月24日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、国土交通省近畿地方整備局長の認可の日から施行する。(平成20年10月1日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、国土交通省近畿地方整備局長の認可後、平成24年10月1日の日から施行する。(平成24年9月11日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、国土交通省近畿地方整備局長の認可後、令和4年3月28日の日から施行する。(令和4年3月7日認可)

附 則

(施行期日)

この定款は、国土交通省近畿地方整備局長の認可後、令和7年8月1日の日から施行する。(令和7年7月8日認可)